

ちゃんと知っていますか？ プラスチック製容器包装の捨て方

プラスチック製容器包装とは、その中身を出したり使ったりした後に不要となるプラスチック製の容器や包装のことです。

対象でない物を一緒に捨てていないか確認してみましょう。

◆プラスチック製容器包装にならない物

- ・その物が商品である…歯ブラシ、食器、クリアファイル
- ・商品の付属品…飲料のストロー、粉石けんの計量カップ
- ・サービスに伴う容器包装…クリーニングの袋、ダイレクトメールのビニル袋
- ・中身と一体となって持ち運びする物…CD、ビデオ、眼鏡などのケース

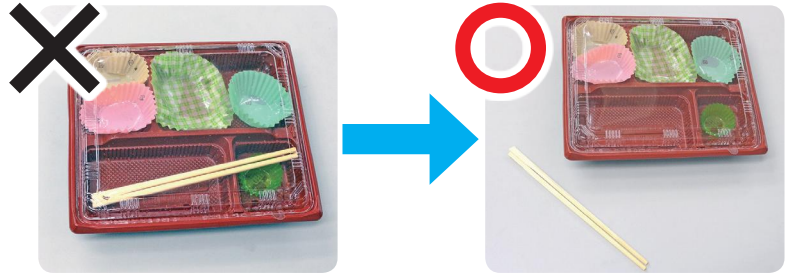
◆プラスチック製容器包装の目印はリサイクルマーク

右のマークが付いている物はプラスチック製容器包装です。対象となる物でもカップ麺やたばこの包装フィルムなど、マークが付いてない物もあるので注意しましょう。



こんな捨て方はNGです！

弁当箱と割り箸は別々に



袋は一重まで



Q. なんでこの捨て方はだめなの？

A. プラスチック製容器包装は集められた後、対象でないプラスチック製品や異物の抜き取りを手作業で行っています。割り箸などが容器に入っていたり、袋が二重になっていたりすると選別のための作業が増えてしまい、時間がかかってしまうからです。

小型ごみは出し方にご注意を



小型ごみのうち、割れ物や水銀を使用した物などは捨て方に注意する必要があります。

蛍光灯、電球、ガラスや陶器の割れ物、刃物

乾電池、ライター類、水銀が使用された物



紙に包んで「キケン」と表示して捨てよう

ほかの小型ごみとは別の袋に分けて捨てよう。ライター類は使い切ってから捨ててね。

紙ごみは種類ごとに分別！



新聞

折り込みチラシも一緒にOK。



段ボール

宅配便の伝票などは個人情報を守るために必ず外しましょう。



紙パック

内側に色がついたものやアルミのものは普通ごみで出してね。



雑誌

書籍や取扱説明書、パンフレットやカタログなどもOK。付録が付いていたら外してね。



雑がみ

新聞、雑誌、段ボール、紙パック以外の紙。封筒、お菓子やおもちゃ、ティッシュの箱なども含まれるよ。



※食品や臭いが付いて汚れたもの、ワックスやアルミでコーティングされたもの、緩衝材、金紙や銀紙が使用されているもの、レシート、シールなどはリサイクルできないので普通ごみへ

水銀使用廃棄物・小型家電を回収しています

市では、水銀の適正な処理やレアメタルの回収のため、水銀使用廃棄物と小型家電の回収ボックスを市内施設に設置しています。

水銀使用廃棄物の対象品目

蛍光灯、乾電池、体温計、温度計、血圧計などの水銀を使用している物

小型家電の対象品目

携帯電話、スマートフォン、カメラ、ゲーム機、映像機器、などの電子機器類（15cm×30cmの投入口に入る物）

回収ボックス設置場所

市役所、南部市民センター、市民プラザ、クリーンセンター
※水銀使用廃棄物の回収ボックスはルミエールホール、中塚荘、文化会館、市立公民館にも設置

※蛍光灯、乾電池以外の水銀使用廃棄物を入れる場合は、設置施設の窓口にお声掛けください

問合せ先 環境政策課 ☎06(6909)4129

地域での再生資源の回収を奨励しています

市では、再生資源を自主的に集団回収する市内の自治会や婦人団体、子ども会、PTAなどの非営利団体に、回収量に応じた奨励金を交付しています。奨励金の交付を受けるには、事前に団体登録が必要です。

※登録方法など詳しくは問い合わせ
問合せ先 環境政策課 ☎06(6909)4129

ごみの持込みには 電話予約が必要です



電話予約なしで持ち込まれたごみは、処分できません。

予約専用ダイヤル

☎06(6909)3551

予約方法

ごみ搬入日の平日で2日前までに電話

※受付は平日午前9時～午後4時30分

持込みできる日時

月～金曜日の午前9時15分～正午、午後1時15分～午後4時

持込みできるごみの種類

可燃ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物

※産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃油など）は対象外

問合せ先 クリーンセンター施設課 ☎06(6909)4392



資源物の持去り禁止

市は、市が指定したごみ集積場所から資源物を持去る行為を禁止しています。

指導をしても持去りをする人には警告した後に禁止命令を出します。禁止命令に違反すると、20万円以下の罰金が科せられます。

◆持去り禁止啓発プレートの配布
この啓発プレートは、自治会などの団体に配布していますので、必要な団体はご連絡ください。

◆意思表示シートをご利用ください
資源物を市や特定の人に出したことを明確にするための「意思表示シート」を用意しています。

持去り禁止啓発プレート



市ホームページから印刷するか、市の各施設に設置していますのでご活用ください。
問合せ先 環境政策課 ☎06(6909)4129